

戦後日本の農地改革

——その経済的評価*——

川 越 俊 彦

1 はじめに¹⁾

戦後日本の農地改革は、マッカーサーが「歴史上最も成功した改革」²⁾と述べ、彼の批判者達も「その占領政策の最も成功した所」と断言しているように³⁾、それは非常に成功した改革であったとの評価が一般的であろう。世界各地で試みられた農地改革が失敗の歴史である中で、日本での農地改革は厳格かつ徹底的に行われた。確かに、農地改革によって農村における富と所得の分布は大きく平等化した⁴⁾。改革の効果はそれに留まらず、伝統的農村社会の封建的な階級制度や古くからの因習を破壊し、戦後の農村社会近代化、ひいては日本の社会的・政治的安定につながったことは十分予想できる。しかしこのような改革の効果・影響は農村の社会的・政治的側面に言及したものであって、農業という産業そのものに関するものではない。つまり、この戦後農地改革を一つの経済政策として捉えたときどのように評価できるのかという問題が提起出来よう。

従来より、農地改革が小作農に、その自ら耕作する耕地の所有権を与えたことによって、その経営意欲を引き出し、戦後の増産に貢献したとの見解は広く示されてきた。しかしそれらの多くは改革の政治的・社会的成功との関連で漠然と主張されてきており、その数値的根拠を示したものはほとんどなかったと言えよう。本稿の目的は、農地改革が農業に及ぼした効果に関する従来の見解の妥当性に対し、数値データによる検討を加えることにある。次節で戦前期の地主・小作制度の特徴と農地改革の概要に関する簡単なレビューを行なった上で、第3節前半

で従来の見解の整理を、後半でその検討を通じて農地改革の経済的評価をおこないたい。

2 農地制度と農地改革

(1) 戦前期の農地制度

戦前期において、農地の半数近くが小作地としてその土地の所有権を持たない小作農によって耕作されていたことは周知の事実である。しかし、その農地の所有者の実態についての全貌を明らかにする資料は意外に限られている。農林省の1935年の調査によれば、約500万人の耕地所有者が報告されているが、その半数は0.5ha未満の零細所有者であり、1ha未満のものを加えれば75%に達する(第1表)。一方、10ha以上の大規模所有者は全国で49,000人に過ぎないが、全耕地の17%を所有していた。しかし、1940年の『農事統計』によれば、10ha以上の所有者45,723人のうち、20,500人は北海道における所有者であって、内地におけるそれとは同列に扱えない。更に50ha以上を有する大地主についてみてもそれは2,400人程度(北海

第1表 戦前期における耕地所有者数と所有面積(全国)、1935年

	合計	0.5ha 未満	0.5 - 1 ha	1 - 5 ha	5 - 10 ha	10ha 以上
所有者数(千人)	5146 (100) ^b	2555 (50)	1304 (25)	1127 (22)	111 (2)	49 (1)
所有面積(千ha) ^a	5920 (100)	915 (15)	983 (17)	2247 (38)	759 (13)	1016 (17)
一戸当たり所有 面積(ha/人)	1.15	0.36	0.75	1.99	6.83	20.65

出典：NKTG(1977, p. 598)。

注：^a1町=0.99174haで原データを換算した。以下同じ。

^b括弧内は各欄の合計に対する百分率を示す。

道を除く)に過ぎず、その所有する耕地約25万haは総耕地面積の5%程度に過ぎなかった⁵⁾。

さてこのような農地の所有者を農業との関り方から区分すれば、自ら農業を営んでいる農家と単なる農地の所有者である非農家に分けられよう。農家のうちでその所有地の一部を貸し付けている者(耕作地主)は、全農家の五分の一に当たるおよそ130万戸であり⁶⁾、その貸し付け農地は114万haであった。これは一戸あたりでは0.87haに過ぎず、また彼らの62%は0.5ha未満を貸し付けていたに過ぎない(川越1993, p. 157)。つまり耕作地主の多くは所有地の一部を貸し付けて家計の足しにしていた比較的豊かな自作農であったと言えよう。

農業に自ら従事していない農地の所有者(不耕作地主)はおおよそ100万戸と推定されてきた⁷⁾。その所有地は総小作地面積から農家の貸し付け地を差し引くことで推定され、1947年で82万haであったから、一戸当たりでは約0.8haである。不耕作地主100万戸が多分に過大評価されていることを割り引いても、その規模は依然として零細であろう。例えば、都市の公務員や教師と同等の所得を小作料収入のみで得ようとするれば、1936年当時で6.5haの良質な水田が必要であったから(Dore 1959, p. 29)、非耕作地主の多くも他の所得源に主に依存しながら、僅かな地代収入で家計を補う存在だったと言えよう。

結局のところ、日本の地主の大部分は、それが耕作地主にせよ非耕作地主にせよ、非常に小規模な農地の所有者であった。つまり、戦前期の日本の農地制度の顕著な特徴は、極めて多数の零細な農地の所有者が存在していた点にある。

次に農地を、農業生産を担う農家の経営耕地としての視点から整理しておこう。戦前期を通じて全国でおおよそ550万戸、北海道を除く都府県で530万戸の農家があった。これらの内、1940年頃において、自作農と小作農がそれぞれ約30%を占めており、残りの40%が自小作あるいは小自作農であった⁸⁾(第2表)。他方、全耕地に占める小作地の割合は明治維新の直後に

第2表 農地改革前後における自小作別農家戸数の変化
(都府県), 1941-50年

年	農 家 戸 数 (千戸)				
	合計 ^a	自作 ^b	自小作	小自作	小作
1941	5,203 (100)	1,589 (31)	1,095 (21)	1,080 (21)	1,439 (28)
1947	5,700 (100)	2,068 (36)	1,157 (20)	985 (17)	1,489 (26)
1950	5,895 (100)	3,652 (62)	1,569 (27)	403 (7)	271 (5)

出典：農林省(1952, pp. 55-60)。

注：^a例外規定農家(土地を耕作しない)を除く。

^b耕作地主を含む。

は30%程度であったが、その後次第に増加し農地改革直前の1941年には46%と耕地の半数近くに達していた(第3表)。

農地の所有が零細であったと同じく、農家の経営耕地面積も零細である。戦前期の都府県において、約3分の1の農家は0.5ha未満の零細経営であり、1ha未満のものを含めれば全体の7割程度に達する(第4表)。ここで1938年時点での自小作別一戸あたり平均経営規模を見れば、自作農や小作農に比べて自小作農の規模が若干ではあるが大きい点に注目されよう。これは自作農で豊富な労働力を有する者や経営能力に富んだ者が、農地を借り入れることによってその経営規模を拡大していたことを示している。これは現在の東南アジア諸国でも観察される現象であるが、農地の賃貸借市場が機能していれば、農家の経営規模はその資源制約に応じてフレキシブルに調整されることを示唆している。

他方、多くの小作農の経営規模は小さく、その半数以上が0.5ha未満であった。もちろん

第3表 農地改革前後における自小作別耕地面積の変化
(都府県), 1941-49年

年	耕 地 面 積 (千ha)		
	合 計	自作地	小作地
1941	4,849 (100)	2,604 (54)	2,246 (46)
1947	4,233 (100)	2,536 (60)	1,697 (40)
1949	4,211 (100)	3,639 (86)	572 (14)

出典：農林省(1952, pp. 26-7), NKTG(1977, pp. 734-5)。

注：括弧内は総耕地面積に対する百分率。

第4表 経営規模別農家戸数の分布と平均経営規模(都府県), 1910-70年

年		農 家 戸 数 ^a (千戸)						平均経営規模 ^b (ha)
		0.5 ha 未満	0.5-1 ha	1-2 ha	2-3 ha	3-5 ha	5 ha 以上	
1910	(全農家)	2,012	1,774	1,029	295	119	36	0.97
1938	(全農家)	1,777	1,579	1,438	287	73	7	0.98
	自作 ^c (%)	(42)	(25)	(24)	(6.0)	(1.8)	(0.20)	0.82
	自小作 ^c (%)	(20)	(35)	(37)	(7.2)	(1.8)	(0.15)	1.05
	小作 ^c (%)	(52)	(29)	(16)	(2.1)	(0.36)	(0.03)	0.59
1955	(全農家)	2,274	1,955	1,357	201	28	1	0.76
1970	(全農家)	2,016	1,619	1,281	244	57	6	0.82

出典：1910, 55, 70：農林水産省(1992, I-表2, II-表16), 1938：農林省(1952, p. 54).

注：^a1955, 70年は例外規定農家を除く。^b経営耕地面積/農家戸数。但し、経営耕地面積は、511万5000ha(1910), 509万5000ha(1938), 438万7000ha(1955), 426万6000ha(1970)。^c括弧内は自小作別農家戸数の経営規模別分布(%), 平均経営規模は農林省(1952)自小作別耕作面積より求めた。

自作農であっても40%は0.5ha未満の零細な農地所有者であったから、小作農と比べてその経営的地位に大きな差があったとは考えられない。

(2) 農地改革

農地改革は連合軍総司令部(GHQ/SCAP)(以下GHQ)の指導のもとで1946年10月11日に成立した「自作農創設特別措置法」及び「農地調整法の第2次改正」をもって実施されたが、その第一歩は同年12月におこなわれた市町村農地委員会の委員の選挙、及び翌年2月の都道府県農地委員会の選挙であった。GHQが2年以内で改革を完了するよう命じたこともあり、第一回の強制買収は農地委員会の発足間もない1947年3月31日に行われた。その後1950年7月に至るまで16回に亘って強制買収がおこなわれ、総面積で174万2000haの農地が買収された。更に財産税として物納された農地等を加えると農地改革によって所有権移転の対象となった農地は192万6000haに達した。これは改革直前の小作地面積の80%に相当する。また買収農地の40%を所有していた不在地主の農地については71万9000haが、在村地主については147万3000haが買収された。これは前者の総所有地の96%, 後者の所有地の72%にあたる⁹⁾。

政府によって買収されたこれらの農地は直ちに耕作者へ売却された¹⁰⁾。その結果、改革前に

は耕地の半数を占めていた小作地は、改革がほぼ峠を越した1949年には都府県で14%にまで減少している(第3表参照)。最終的には、1955年の『農業センサス』によれば全国で僅か46万2000ha、耕地の9%が小作地として残ったにすぎない¹¹⁾。これにともない自作農家の割合も1941年の31%から1950年の62%へと大幅に増加している。他方、自分の農地を殆ど所有しない小作農の割合は同期間に28%から5%へと激減しており、更に経営農地の一部を所有するに過ぎない自小作農の割合も21%から7%へと減少している(第2表参照)。

このように5年に亘った農地改革は厳格かつ徹底的におこなわれ、明治以来日本の農村社会で支配的であった地主・小作制は消滅した。これが日本の農地改革が希に見る成功を収めたと言われる由縁であろう¹²⁾。しかしここで留意すべきは、農地改革のプログラムそれ自身は農業の生産構造についての明確な将来展望を含んでいなかった点である。もちろんこのこと自体は農地改革を批判する理由とはならない。むしろ農村の民主化と政治的・社会的安定の達成が改革の一義的な目標であったと考えられる。GHQが日本政府に農地改革の実施を求めた覚え書き(SCAPIN-411)においても、「.....幾世紀にもわたる封建的抑圧のもとで日本の農民を隷属させてきた経済的束縛を破壊し.....耕作者がその労働の果実を享受できる、より公平な機会を確保するための措置を講じる」¹³⁾ことをその冒

頭で指示した上で、農地の所有者から耕作者への所有権の移転を求めており、その意図が農業の産業としての効率性を考慮したものではなかったと推察される。

農地改革で実際におこなわれたことは、農地の所有権がその農地の耕作者の手に移転されたのであり、従って零細な小作農がその経営規模を変えることなく零細な自作農になったに過ぎない。当然、戦前以来の農業の生産構造に変化は生じなかった。経営規模別の農家戸数の分布を農地改革前後で比較すればその構成に大きな変化はみられない(第4表参照)。むしろ大規模層の減少と小規模層の増加に農家戸数の増加が相俟って、平均経営規模は1938年の0.98 haから1955年には0.76 haへと減少している。更には農地法による厳格な統制のもとで、農地の所有と利用が農地改革によって生じた状態で凍結されたことにより(Dore 1959, p. 198)、このような零細性もまた温存された。これは1970年の農家の経営規模別分布がそれ以前と基本的に変化していないことから明らかであろう(第4表参照)。

改革の過程で適正規模に関する議論がなかったわけではない。前述の覚え書き(SCAPIN-411)に関して Atcheson が本国へ送ったコメントでも、農地改革によっても日本農業の零細性は改善され得ないことを指摘している¹⁴⁾。また、多数の零細な自作農を創出することが農業生産性向上の足枷となる怖れがあるとの指摘は改革当時からなされてはいた。しかしそれは多分に農地改革反対の理由として使われており、当時の政治的状況のもとでは受け入れられるものではなかった(東畑 1966)。もちろん農地改革当時の農業生産は機械化が進んでおらず、経営耕地規模に関する規模の経済は殆ど存在しなかったから、零細性そのものが直ちに不利な条件となることはなかったことも考慮すべきであろう¹⁵⁾。

3 農地改革の経済的評価

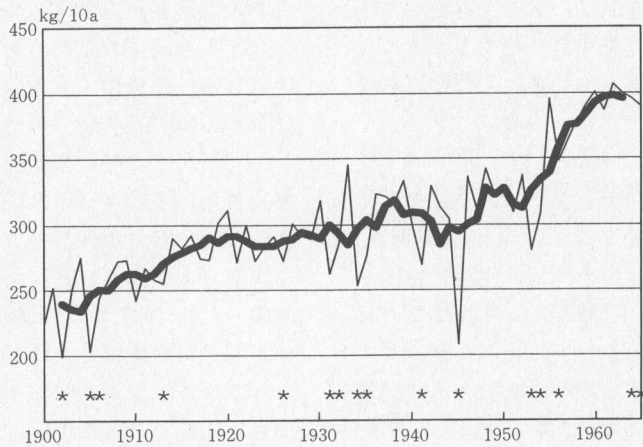
(1) 課題の設定

農地改革が農業という一産業に与えた影響として従来より指摘されてきた論点は、大まかに分けて次の3点に要約できよう¹⁶⁾。1) 農業生産への直接的影響、2) 農業投資への影響、3) 農村消費への影響。このうち前二者は農業という産業に与えた直接的な効果であり、3) は農村経済ひいては日本経済に与えた効果に関するものと言えよう。以下では、1)、2) の点を中心に検討を加えたい。

さて、1)、2) については、「農地改革によって農地の所有権を取得した元小作農の経営意欲が引き出され、それが戦後農業の成長につながった」との見解が広く示されてきた¹⁷⁾。従来の主張は自作化が元小作農の生産性を直接的に高めたとするものと、土地への投資意欲を増大させ、これが農業生産性の改善につながったとするもの、あるいは両者の効果を漠然と言及したもの等がある。更には、地主小作制度のもとでは、制度そのものに起因する外部不経済ゆえに、そこでの生産性は低かったとの主張もなされてきた。このような見解が広く支持されている背景には、農地改革の政治的成功のイメージと、戦後農業の成長率が高い値を示したことが密接に関係していると思われる。

事実、戦後の日本農業の成長率は年率3%を上回っており、戦前期の2倍から3倍の伸びを示している¹⁸⁾。また、水稻収量の伸びを見ても農地改革後の1950年代の成長率は顕著である(第1図)。毎年の収量(細線)は年々の豊凶を反映して変動しているが、1950年代半ば以降は400 kgに近い水準で推移しており、これを5年平均(太線)で見ればその趨勢は明瞭に観察されよう。しかしこのような50年代の急成長の背景には、戦間期に開発されていた改良技術の蓄積が、経済復興に伴う肥料等の生産資材の供給の回復と相俟って、戦後急速に普及したことが指摘されている(速水 1973)。この時期、東北の寒冷地の水稻収量の伸びが著しかったが、これは耐寒冷品種や保温折衷苗代の普及に負うところが大きい。耐寒冷品種の開発は1930年代後半から40年代にかけてであり(崎浦 1984, pp. 88-90)、また保温折衷苗代が開発されたの

第1図 水稻収量(玄米)の推移(全国), 1900-1960年



資料出所：食糧庁(1992)『米麦ハンドブック 1992』瑞穂協会。

注：細線は単年値，太線は5ヵ年移動平均値，星印は冷害年を示す。

は1942年である(農林水産省 1993, pp. 33-5)。これらの技術は1948年の農業改良普及事業の開始とともに急速に普及していったのである。

このように技術進歩が生じているもとの、農地改革の効果を、もしそれが存在するとして、取り出すことは困難である。例えば、通常の生産関数分析では技術進歩は残差として検出され得るが、改革の効果もやはり残差としてしか捉えられないからである。かくして、農地改革の経済的效果を数量的に把握しようとした試みは多くはない。数量的分析をおこなった例としてはKawano(1969)やKaneda¹⁹⁾がある。Kawanoは農地改革による農家消費・農業投資への効果を、1930年代半ばと50年代前半のデータを比較することによって検討している。それによれば、消費性向の上昇は認められるものの、農業投資の増加効果については否定的結論を導いている。またKanedaは自小作地割合の変化に伴う労働生産性の変化の効果を指数化して取り出すことによって、戦後の農業労働生産性の成長に対する改革の影響は有意ではなかったとしている。つまり、数少ない数量的分析の結果はいずれも農地改革の効果について否定的である。反面、従来の見解の殆どは明示的な数値的根拠を示すことなく、改革の経済的效果について肯定的立場をとってきたと言えよう。

さて、ここで検討課題を明確にする意味で従来の見解を整理すれば、それは次の2つの検証仮説に要約できよう。

仮説1：農地改革は元小作農の経営意欲を引き出した。

仮説2：地主・小作制度のもとでは農業生産における外部不経済が存在し、農業生産性を低めていたが、それが農地改革によって取り払われた。

以下、この2つの仮説の妥当性について数量的に検証する。

(2) 仮説の検証

以下では、水稻作の生産性に注目して議論を進める。ここで農業全体ではなく水稻に限定したのは、農業の物的生産性の直接的な比較をおこなうためである。分析の対象期間である農地改革を挟んだ戦前・戦後期において、日本農業の総生産額に占める水稻の地位は、1935年で51%、1950年で48%であったから、水稻によって日本農業の姿を代表させることは本稿の目的に照らして十分可能であると考えられる。

さて、仮説1がもし妥当するとすれば、戦前期に小作農の生産性は自作農の生産性よりも低くなければならないはずである。なぜなら、改革後、新たな経営意欲によって引き出され得る

生産性は自作農のそれと同一であるはずであり、したがって地主・小作制度のもとで存在していた生産性格差が、小作農が自作化することによって埋められたと主張していることに他ならないからである。

(米生産費調査(全国データ)による検討)

そこでまず帝国農会による『米生産費調査』(全国データ)を用いて自小作間の生産性格差を検討しよう。同調査は1922年からおこなわれているが、1930-36年は小作に関するデータがなく、また1925-29年は統計の推計方法に問題が残るので、結局、1922-24年と1937-44年のデータが使用可能である。これら2つの期間につき、それぞれ、自小作別に生産費、玄米収量等の期間平均値(全国)を求め、これより労働生産性と平均費用を求めた(第5表)。ここで、同調査に計上されている「直接的生産費」とは種子・肥料・労賃等の可変費用であり、「間接的生産費」とは土地改良設備費(1933年以降)、建物、農機具の償却費等の固定的費用であるが、租税諸負担、土地資本利子、小作料等もこれに計上されている。小作料は個々の小作農家から見れば費用の一部であるが、農業生産の効率性の観点からはその帰属は問題ではない。そこで、表の費用の計算からは小作料及び土地の資本利子は除外し、またそれと整合性を保つため租税諸負担も除外した。従って、第5表の間接的生

産費は土地改良設備、建物、農機具の償却費からなる固定費用と考えることができる。

先ず農地改革の直前である1937-44年についてみれば、総費用・玄米収量・粗収益・労働日数(いずれも1反当たり)で自小作間に大差はなく、したがって労働生産性、平均可変費用、総平均費用にも殆ど格差は認められない。むしろ、これらの項目で小作農の方が効率的であるような傾向さえ観察される。ただし、ここで比較の対象とした1937-44年は戦時統制下であり、それが何等かの影響を及ぼしている可能性も考えられる。そこで1922-24年についても同様に各項目を比較した結果が表に示されているが、自小作間での生産性格差は全く観察されないことがわかる。この結果から、戦前期の小作農は自作農と比較して十分に効率的であり、農業生産効率の改善がその自作化によって引き出される余地はないと推測されよう。これには単なる経営意欲の問題のみならず、土地への投資の効果も含まれるはずである。なぜなら、もし小作農の土地への投資が自作農に比べて過小であったとしたら、それは生産性格差として戦前期において既に反映しているはずだからである。

(作物統計等(府県別データ)による検討)

以上の分析からは仮説1を支持するような事実は観察されなかったが、これを全く異なった統計ソースを利用して、別の視点から検証して

第5表 戦前期米生産費の自小作間比較(全国), 1922-24, 1937-44年平均値

費目(反当たり円)	1922-1924 平均値			1937-1944 平均値		
	自作農	小作農	小/自作比	自作農	小作農	小/自作比
平均経営耕地面積(反)	12.6	10.6		18.0	16.0	
直接的生産費(a)	57.82	58.71	1.02	70.7	67.7	0.96
間接的生産費(b)	4.94	3.52	0.71	7.5	6.2	0.83
総費用(c)=(a)+(b)	62.76	62.23	0.99	78.2	73.9	0.95
玄米収量(石)(d)	2.45	2.49	1.02	2.38	2.37	1.00
粗収益(e)	87.14	88.88	1.02	118.7	118.5	1.00
労働日数(日)(f)	21.93	22.47	1.02	20.66	19.98	0.97
労働生産性(円/日)(e)/(f)	3.97	3.96	1.00	5.75	5.93	1.03
平均可変費用(円/石)(a)/(d)	23.90	23.58	1.00	29.67	28.52	0.96
総平均費用(円/石)(c)/(d)	25.62	25.00	0.98	32.82	31.14	0.95

出典：農林省(1974)(原データ：帝国農会『米生産費に関する調査』)。

注：直接的生産費：種子、肥料、労賃、諸材料、畜力費。間接的生産費：土地改良設備(但し1922-24年は当該項目のデータなし。)、農具、建物費(租税諸負担、土地資本利子、小作権利子、小作料を除く)。粗収益には副産物収入を含む。また、1922-24年は北海道を除く府県平均値である。

みよう。次に使用するのは『農商務統計表』(戦後は『農林省統計表』)による府県別の水稻反収のデータと『農事統計』による府県別の小作地割合のデータである。

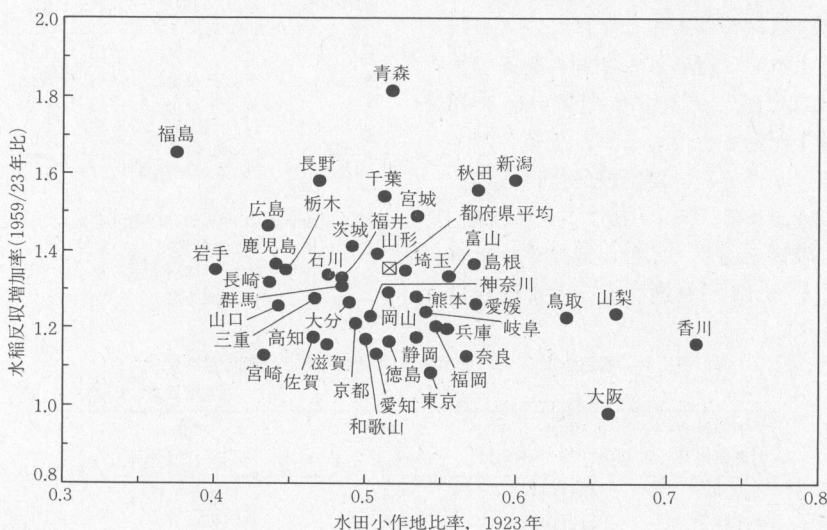
これらのデータを用いて次のようなテストを行なった。ここで再び、もし仮説1が妥当すると仮定すれば、戦前期での小作地の生産性は自作地に比較して低いから、技術進歩率を地域間で一定と仮定すれば、戦前から戦後にかけての水稻反収の成長率は小作地の割合が大きかった地域ほどより大きくなるはずである。つまり両変数の間に正の相関関係が観察されるはずである。そこで、昭和恐慌以前の1923年(反収は1921-1925年平均値)を基準年、1959年(同じく1957-61年の5年平均値)を比較年として、その間の水稻反収の府県別増加率を求め、これに基準年である1923年時点の各府県の水田小作地率を対応させてプロットしたものが第2図である²⁰⁾。基準・比較年の選定には極端な豊凶年を避け、特に比較年には農地改革が終了して一段落したであろうと考えられる1950年代末を選んだ²¹⁾。もし改革による増産効果があったとすれば、そこに十分に反映されているはずであ

る。

さて、図からは水稻反収の成長率と戦前期の水田小作地比率の間に何らの正の相関関係は認められない。事実、両者の相関を求めると $r = -0.255$ となり、むしろ負の値を示しているものの、統計的には0と有意差なく、両者の間に特定の相関関係が存在しないことが確認できる²²⁾。ただし、ここで設定した基準年から農地改革まで20年あまりの時間差があり、それが分析結果に何らかの影響を及ぼしている可能性もありうる。そこで基準年を、戦時統制期ではあるが農地改革直前の1942年(1940-44年の5年平均値)に設定して同様の分析をおこなった。この場合、相関係数は $r = -0.035$ となり、やはり正の相関関係は観察されなかった。

ただし、以上の分析では技術進歩の効果を調整していなかった。戦後、特に1950年代における水稻の増収は耐寒冷品種や保温折衷苗代の普及によるところが大きく、その効果の大きかったのは東北や長野などの寒冷地であった。事実、1923年基準で東北6県の反収増加率は1.54であり、都府県平均の1.36よりかなり高い。しかし同時に小作地比率は、東北平均での0.49に

第2図 府県別水稻反収増加率と水田小作地比率, 1923, 1959年



資料出所：加用(1982)(原データ：小作地割合『農事統計』、水稻収量『農商務統計』『農林省統計表』)。

注：水稻反収の基準年(1923年)、比較年(1959年)はそれぞれ1921-25年、1957-61年平均値。水田小作地比率は1923年値。

対し、都府県平均は 0.52 であって顕著な地域差は認められない。従って、技術進歩の効果を差し引いたとしても、正の相関関係が得られるとは考えにくい。

更に、第 2 図の分析を使って仮説 2 を検証することも可能である。もし仮説 2 が成立するとすれば、地主・小作制度に起因する外部不経済の程度は、小作地の比率がより高い地域ほど大きかったと考えるのが自然であろう。この場合、戦後は小作地がどの地域においてもほとんど消滅しているのであるから、戦前・戦後の反収成長率は小作地比率の高かった地域でより改善の余地が大きいはずである。しかし、上記の分析から明らかなように、その様な関係は観察されない。

(個別農家レベルでの検討)

以上 2 つの分析はいずれも集計データによるものであった。そこで、次に個別農家レベルのデータによって自小作間の生産性を比較しよう。ここで使用するデータは、豊原研究会(1978)によるもので、山形県本楯村豊原(現酒田市豊原)において記録された「豊原歩刈帳」を基礎としている。豊原集落は庄内平野の中心部に位置する世帯数 20 戸程度からなる純稲作農村であって²³⁾、「歩刈帳」は同集落の主な字についての収量の目安を得るために行われた坪刈の記録である(宇野 1978, pp. 517-22)。「歩刈帳」は 1878 年以降ほぼ毎年記録されているが、集落の過半の農家を対象にしたデータが継続的に得られるのは大正期以降である。そこで、この「歩刈帳」より、戦前・戦後を通じて水稻の収量データが一貫して得られる 13 戸を選び、その水稻収量

の変化を自小作別に集計した²⁴⁾。自小作別分類は、1933 年時点での農地の耕作形態に基づき、自小作を含む自作農 3 戸、小自作農 6 戸、小作農 4 戸に区分した。これら 13 戸の 1933 年時点での平均水田経営面積は 3 ha 弱であった。更に内訳を見れば、自作農、自小作農が 3.5 ha 前後であるのに対し、小作農は 1.5 ha と小規模であったが、戦後は 1960 年時点で、自作農の規模が 2.6 ha へ減少する一方、元小作農は 2 ha と規模が拡大しており、経営面積の格差は縮小している(第 6 表)。

さて、戦前から戦後における数時点について水稻収量の推移を自小作別に求めた結果を第 7 表に示した。まず、戦前期(1927-30 年)についてみれば、収量は生籾重量で 560 kg 前後²⁵⁾であるが、自作農よりも小自作・小作農家の収量のほうが若干高くなっており、小作農の非効率率といった現象は観察されない。更に戦後についてみれば、農地改革直後の 1949-52 年では自作農が逆に若干ではあるが高くなっており、その

第 6 表 豊原集落における自小作別水田経営面積の推移, 1933, 60 年

1933 年 時 点 の 経営形態	標本数 (戸)	平均水田経営面積(ha/戸)			
		戦前 (1933 年)		戦後(1960 年)	
		自作地	小作地	合計	合計(自作地)
自作	3	3.19	0.31	3.50	2.59
小自作	6	0.86	2.61	3.47	3.22
小作	4	0.02	1.46	1.48	2.01
平均	13	1.14	1.73	2.87	2.70

出典：宇野(1978, pp. 562-3, 592-5, 598-601), 磯辺(1978, pp. 768-9)。

注：山形県本楯村豊原(現酒田市豊原)において、戦前・戦後期間を通じて収量データの得られる 13 戸について、1933 年時点での経営形態に基づいて自小作別に区分した。自作には自小作 1 戸を含む。

第 7 表 個別農家レベル(豊原集落)での自小作別水稻収量の変化

(生籾重量, kg/10 a)

1933 年時点 の経営形態	戦前 (1927-30 年平均)	戦後 I (1949-52 年平均)	戦後 II (1959-62 年平均)
自作	660(100)	751(100)	840(100)
小自作	711(108)	746 (99)	870(103)
小作	705(107)	715 (95)	826 (98)
平均	698(106)	738 (98)	849(101)

出典：宇野 (1978, pp. 562-3, 592-5, 598-601)。

注：第 6 表注参照。括弧内は自作の収量を 100 とする指数。

後の1959-62年になると(元)小自作農が最も高くなっている。この結果からも、農地改革を挟んで小作農の生産性が特に改善された様子は観察されない。むしろ個々の農家の生産性はその世帯の労働力構成等、ライフ・サイクルに規定されて変動していると考えられる。

結局、個別農家レベルで戦前期における収量の比較をおこなっても、また戦前から戦後にかけての水稻収量の変化を見ても、自小作間での生産性の相違は観察されなかった。つまり農地改革によって元小作農の生産意欲が引き出されたとする根拠は個別農家レベルでのデータでも認められなかったと言えよう。

4 結論と要約

本稿では、農地改革が農業者の意欲を引き出し戦後の農業成長に貢献したとする、従来から

支配的であった見解に関し、その妥当性を数値データに基づいた分析によって検討した。それによれば、全国、都府県別、個別農家レベルのいずれのデータによっても、従来の見解を支持する結果は得られず、農地改革が産業としての農業の生産性の向上に寄与したとする見解に疑問が投げかけられた。言い換えれば、日本の農地改革に関して、所有は砂を化して黄金たらしめるとする、「所有の魔法」は生じなかったと推察されるのである。

もちろんこのことを以て、戦後日本でおこなわれた農地改革が意味のないものであったと結論づけるものではない。改革の目的は農村の民主化と政治的・社会的安定の達成であり、その意味では改革は非常に成功したと考えられるからである。しかし、改革が産業政策としてどのような意味をもったかという点について、政治的・社会的意義とは区別して考えることも必

付表 府県別水稻収量増加率と小作地比率, 1923, 59年

	水稻収量 (kg/反)		収量増 加 率	小作地 比 率		水稻収量 (kg/反)		収量増 加 率	小作地 比 率
	1923 年	1959 年				1923 年	1959 年		
都府県	282	382	1.35	0.52	三重	258	329	1.27	0.47
青森	252	457	1.81	0.52	滋賀	330	382	1.16	0.48
岩手	306	413	1.35	0.40	京都	291	352	1.21	0.49
宮城	276	411	1.49	0.54	大阪	345	338	0.98	0.66
秋田	285	444	1.56	0.57	兵庫	312	374	1.20	0.55
山形	330	459	1.39	0.51	奈良	339	382	1.13	0.57
福島	243	402	1.65	0.37	和歌山	288	337	1.17	0.50
茨城	258	364	1.41	0.49	鳥取	303	372	1.23	0.63
栃木	252	340	1.35	0.45	島根	261	356	1.37	0.57
群馬	279	364	1.31	0.49	岡山	285	368	1.29	0.52
埼玉	249	336	1.35	0.53	広島	255	373	1.46	0.44
千葉	264	407	1.54	0.51	山口	264	331	1.26	0.44
東京	267	290	1.08	0.54	徳島	273	318	1.16	0.52
神奈川	273	336	1.23	0.50	香川	342	397	1.16	0.72
新潟	267	423	1.58	0.60	愛媛	312	393	1.26	0.57
富山	297	396	1.33	0.56	高知	258	303	1.17	0.47
石川	306	409	1.34	0.48	福岡	309	372	1.20	0.55
福井	303	403	1.33	0.49	佐賀	339	399	1.18	0.47
山梨	315	389	1.24	0.67	長崎	237	312	1.32	0.44
長野	309	488	1.58	0.47	熊本	303	388	1.28	0.53
岐阜	276	342	1.24	0.54	大分	276	349	1.26	0.49
静岡	282	332	1.18	0.53	宮崎	270	305	1.13	0.43
愛知	282	319	1.13	0.51	鹿児島	246	336	1.36	0.44

出典：加用(1983)。

注：水稻収量(玄米 kg/反)：1923年は1921-25年、1959年は1957-61年の平均値。小作地比率：田に占める小作地の割合、1923年単年値。

要であろう。なぜなら、多くの発展途上国や旧計画経済諸国で農地改革がおこなわれている現在、日本での農地改革の経験から、その功罪や限界を明確にしておくことが重要になってくると考えられるからである。

(成蹊大学経済学部)

注

* 本稿は1994年2月に一橋大学経済研究所で開催されたワークショップ「現代デモクラシーの農村経済的基礎」での報告論文を修正・拡張したものである。本稿の作成にあたって、伊藤繁、大鎌邦雄、原洋之介、松田芳郎、溝口敏行の各氏をはじめ左記ワークショップや経済研究所定例研究会のメンバーから有益な助言を得たことを感謝したい。

1) 戦後農地改革に関する基礎的資料は、農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』、農地改革資料編纂委員会『農地改革資料集成』に集約されている。本稿では前者をNKTG、後者をNKSSの略号で引用した。

2) MacArthurの吉田首相宛書簡(1949年10月20日付け)、(NKSS第14巻, pp. 689-91)。

3) ドーア(1960, p. 175)。

4) 戦前期の市町村における所得分布のジニ係数は0.45-0.55程度(1937年)であったが(南1994, p. 194)、戦後は全国平均で0.35前後(溝口・寺崎1995, p. 67-9)まで低下している。

5) 農林省(1925)第2, 4表。

6) 1947年の『臨時農業センサス』による。

7) 異なった市町村にまたがって複数の農地を所有する者が重複して計上されている可能性があるため、100万戸は上限を示す目安である。

8) 自小作別区分は1940年以前は各地方の一般の通念で決められていたが、1941年以降は耕作面積に占める所有地の割合に応じて、90%以上を自作、50-89%を自小作、10-49%を小自作、10%未満を小作と区分されるようになった。

9) 農林省が1948年に実施した『農地改革完遂調査』によれば、1945年11月23日時点での小作地面積は219万2千ha、うち在村地主の所有地147万3000ha、不在地主の所有地71万9000haであった(NKTG 1977, pp. 600, 613-4)。

10) 買取価格は1945年水準で凍結されたため、戦後の猛烈なインフレのもとで非常に低いものとなっていた。このため殆どの小作農は1-2年のうちに買い取り代金を支払い終えた。

11) 農地改革後も、1952年に制定された農地法のもとで、農地の貸付者の経済的利益が極端に制限されていたため、残存していた小作地も次第にその耕作者へ売却され、1965年には27万4000haにまで減少している。

12) 日本の農地改革が成功した背景として圧倒的な力を持ったGHQの存在が挙げられるが、それだけでなく、改革を完遂するに足る重要な前提条件が日本

で満たされていたことも重要である。詳しくは川越(1992)を参照せよ。

13) 1945年12月9日付け覚え書き(NKSS第14巻, pp. 114-6)。

14) 1945年12月17日付け覚え書き。AtchesonはMacArthurの政治顧問であった(NKSS第14巻, p. 118)。

15) 日本農業において規模の経済が現れるのは耕耘機が普及する1960年代以降である(Hayami and Kawagoe 1989)。

16) 農地改革の評価は伝統的な経済史家によって数多くなされてきたが、ここでの産業政策としての議論とは基本的に異なった視点から取り扱われている。

17) このような見解を示したものは多い。例えば、山田(1960, p. 3)：大和田(1960, p. 1)：大石(1975, pp. 36-7)：梶井(1979, p. 162)；Raup(1967, p. 287)；Dore(1959, pp. 216, 218)等が挙げられよう。

18) 農業総生産額の年平均成長率(1934-36年価格)は、1955-70年で3.0%であったのに対し、戦間期(1920-35)では0.9%、戦前期全般を通じた期間(1880-1935)では1.4%であった(Yamada 1991, p. 19)。

19) Redford(1980), pp. 133-46にその議事録(表を含む)が掲載されている。

20) 作図に使用したデータは付表に示した。

21) 全国の平均水稻収量(玄米, 10a当たり)は1921-25年に283kgであったものが、1957-61年では384kgに達しており戦後の水稻の増産効果が十分にあらわれた時期と言えよう。

22) 有意水準5%で検定。負の値が示されているのは、小作地率が高く、反収増加率の低い香川、大阪、山梨、鳥取等が含まれているためである。因みにこれら4府県を除いた相関係数の値は $r = -0.068$ であった。

23) 1923年時点での小作地比率は48%であった(磯辺1978, p. 730)。

24) 但し、13戸のデータが完全に揃うのは1927-30, 1943, 1946-1954及び1956年以降の各年である。

25) これは、この地方の経験則での換算率2/3を適用すれば(宇野1978, pp. 548-9)、乾燥玄米重量で約370kgと推定される。

引用文献

磯辺俊彦(1978)「『豊原土地』編成の検討」豊原研究会編『豊原村：人と土地の歴史』農業総合研究所, pp. 695-769。

宇野忠義(1978)「『豊原歩刈帳』の分析」豊原研究会編『豊原村：人と土地の歴史』農業総合研究所, pp. 517-602。

大石嘉一郎(1975)「農地改革の歴史的意義」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 6 農地改革』東京大学出版会。

大和田啓気(1981)『秘史 日本の農地改革』日本経済新聞社。

梶井功(1979)『土地政策と農業』家の光協会。

加用信文監修(1977)『改訂日本農業基礎統計』農林統計協会。

加用信文監修(1983)『都道府県農業基礎統計』農林統

- 計協会。
- 川越俊彦(1993)『農地改革』香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』東京大学出版会, pp. 153-76.
- 崎浦誠治(1984)『稲品種改良の経済分析』養賢堂。
- ドーア, R. P.(1960)『進駐軍の農地改革構想: 歴史の一断面』『農業総合研究』14(1), 農業総合研究所, pp. 175-94.
- 東畑四郎(1966)『農地改革の再評価によせて』アジア経済研究所「所内資料」調査研究部 No. 41-15 農業構造分科会 No. 2(リプリント 暉峻衆三編『農地改革論 I』昭和後期農業問題論集第1巻, 農村漁村文化協会, 1985年)。
- 豊原研究会編(1978)『豊原村: 人と土地の歴史』農業総合研究所。
- 農地改革記録委員会編(1951)『農地改革顛末概要』農政調査会(リプリント 御茶の水書房, 1977年)。
- 農地改革資料編纂委員会(1982)『農地改革資料集成, 第14巻 GHQ/SCAP 資料』農政調査会。
- 農林省農務局編纂(1925)『五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル調査』大日本農会(リプリント 農業発達史調査会編(1955)『日本農業発達史』第7巻, 中央公論社, pp. 683-704)。
- 農林省(1952)『農地問題に関する統計資料, 昭和27年版』農林省農地局農地課。
- 農林省統計情報部編(1974)『農業経済累年統計 第4巻(米生産費調査)』農林統計協会。
- 農林水産省(1992)『農業センサス累年統計書』農林統計協会。
- 農林水産省 農林水産技術会議事務局 昭和農業技術発達史編纂委員会(1993)『昭和農業技術発達史 第2巻 水田作編』農山漁村文化協会。
- 速水佑次郎(1973)『日本農業の成長過程』創文社。
- 南亮進(1994)『戦前農村の所得分布: 推計と分析』『経済研究』第45巻3号, pp. 193-202。
- 溝口敏行・寺崎康博(1995)『家計の所得分布変動の経済・社会及び産業構造的要因』『経済研究』第46巻1号, pp. 59-77。
- 山田盛太郎(1960)『日本農業生産力構造』岩波書店。
- Dore, R. P.(1959) *Land Reform in Japan*, London: Oxford University Press(並木正吉・高木径子・蓮見音彦訳『日本の農地改革』岩波書店, 1965年, 但し本文引用ページは原本による)。
- Hayami, Yujiro, and Toshihiko Kawagoe(1989) "Farm Mechanization, Scale Economies and Polarization," *Journal of Development Economics*, 31, pp. 221-239.
- Kawano, Shigeto(1969), "Effects of Land Reform on Consumption and Investment of Farmers," in Kazushi Ohkawa; B. F. Johnston; and Hiromitsu Kaneda eds. *Agricultural Economic Growth: Japan's Experience*, Tokyo: University of Tokyo Press, pp. 374-97.
- Raup, Philip M.(1967) "Land Reform and Agricultural Development," in H. M. Southworth and B. F. Johnston eds. *Agricultural Development and Economic Growth*, Ithaca: Cornell University Press, pp.267-322.
- Redford, Lawrence H.(1980) *The Occupation of Japan: Economic Policy and Reform*, The proceedings of a symposium sponsored by the MacArthur Memorial, April 13-15, 1978, Virginia: MacArthur Memorial.
- Yamada, Saburo(1991) "Quantitative Aspects of Agricultural Development," in Hayami, Yujiro; Saburo Yamada; with Masakatsu Akino; Lee Thanh Ngiep; Toshihiko Kawagoe; and Masayoshi Honma. *The Agricultural Development of Japan: A Century's Perspective*, Tokyo: University of Tokyo Press, pp. 13-60.